

【共通】資料1 用語の定義

要求水準書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「本施設」とは、本事業の（仮称）蒲生学園と（仮称）川柳学園の整備対象施設を指す。なお整備対象施設は以下の通り。

（仮称）蒲生学園

- ア （仮称）蒲生学園の小・中学校兼用の新校舎（以下「新校舎」という。）
- イ 屋内運動場（柔剣道場を含む）（中学校用）
- ウ プール（小・中学校兼用）
- エ 現蒲生小の屋内運動場（改修）
- オ 校庭（小・中学校兼用）
- カ 外構（駐車場、駐輪場、植栽、フェンス等）
- キ 学童保育施設

（仮称）川柳学園

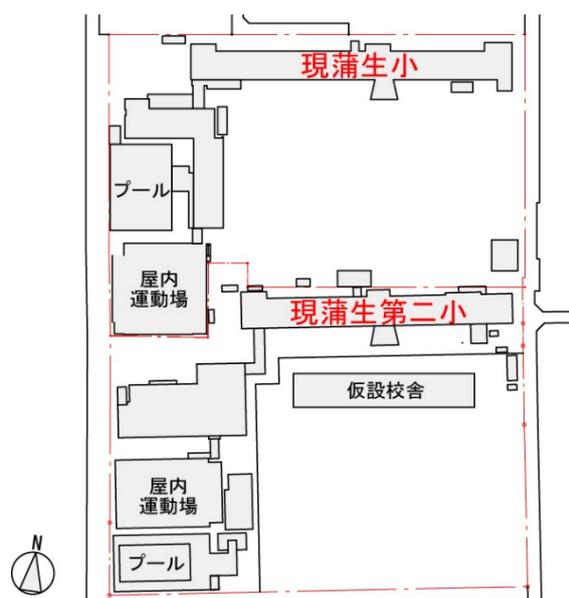
- ア （仮称）川柳学園の小学校用の高学年棟校舎（以下「高学年棟」という。）
- イ 高学年棟及び現南中校舎をつなぐ渡り廊下（接続部における現南中校舎の改修を含む。）
- ウ 柔剣道場（中学校用）
- エ 外構等（駐輪場、植栽等）
- オ 校庭（改修）

- 2 「事業予定地」とは本事業の整備対象施設が立地する敷地を指し、（仮称）蒲生学園の整備対象施設が立地する敷地を「事業予定地（蒲生）」、（仮称）川柳学園の対象施設が立地する敷地を「事業予定地（川柳）」という。

- 3 「現蒲生小」とは令和3年8月時点の蒲生小学校を指し、「事業予定地（蒲生）」内の北側敷地にある既存小学校をいう。

「現蒲生第二小」とは令和3年8月時点の蒲生第二小学校を指し、「事業予定地（蒲生）」内の南側敷地にある既存小学校をいう。

※令和4年4月1日に蒲生小と蒲生第二小が合併するが、本事業では校舎の区別のため「現蒲生小」「現蒲生第二小」という。



- 4 「供用開始」とは、本施設の一部又は全部の供用を開始することをいう。
- 5 「利用者」とは、本施設を利用する児童、生徒、職員、保護者、来訪者、従事者等の関係者をいう。
- 6 「法令」とは、法律、政令、省令、条例若しくは規則、又は通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の判決、決定、命令、仲裁判断、その他の公的機関の定める一切の規定、判断、措置等をいう。
- 7 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常、予見可能な範囲外のもの（入札説明書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、本市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」には含まれない。
- 8 「設計図書」とは、要求水準書に基づき、事業者が作成する基本設計図書、実施設計図書その他の本施設の設計に係る一切の書類をいう。
- 9 「施工計画書」とは、事業者が作成する本施設の建設工事に係る施工手順及び施工方法を記した書類をいう。
- 11 「完成図書」とは、事業者が作成する本施設の竣工に係る一切の書類をいう。
- 12 「修繕」とは、建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- 13 「保守」とは、建築物等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。
- 14 「点検」とは、建築物等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調査することをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応措置を判断することを含む。
- 15 「清掃」とは、汚れを除去するための作業又は汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。
- 16 「更新」とは、劣化した部位又は部材や機器等を新しいものに取り替えることをいう。